

鳴門市学習用通信機器貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自宅での家庭学習を進めるに当たり、鳴門市立小学校及び鳴門市立中学校（以下「学校」と総称する。）に在籍する児童生徒に対し、学習用通信機器の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習用通信機器」とは、鳴門市教育委員会（以下「委員会」という。）が所有しているタブレットパソコン及びモバイルルーターで、自宅での家庭学習に必要な設定を講じたものをいう。

(貸与物品)

第3条 貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、タブレットパソコン、モバイルルーター及び付属品とする。

2 委員会は、児童生徒1人に対し、タブレットパソコン及びモバイルルーターを各1台並びに付属品を貸与する。

(貸与対象者)

第4条 タブレットパソコンの貸与を受けられる者は、学校に在籍する全ての児童生徒とする。

2 モバイルルーターの貸与を受けられる者は、学校に在籍し、家庭に定額制のインターネットに接続することができる環境にない児童生徒とする。

(事務)

第5条 委員会は、児童生徒の在籍する学校を通じて、貸与物品を貸与することとし、学校は、児童生徒への貸与に関する事務を行うものとする。

2 学校は、学習用通信機器借受届出書（タブレット端末）（様式第1号）又は学習用通信機器借受届出書（モバイルルーター）（様式第1号の2）の提出があった場合は、当該書類を審査し、貸与するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与期間の終了日は、卒業年度末までとし、卒業年度を越える貸与期間の届出はできない。

(貸与料)

第7条 貸与物品の貸与料は無料、通信費用は借受者の負担とする。

(管理)

第8条 学校は、貸与状況を明らかにするため、学習用通信機器貸与台帳を備え、貸与物品を管理しなければならない。

2 学校は、貸与状況に変更が生じたときは、貸与台帳に記載しなければならない。

3 学校は、委員会の求めがあった場合は、当該貸与状況を報告するものとする。

(貸与物品の取扱い)

第9条 貸与物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借受者は、貸与物品の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を、大切に扱うこと。
- (2) 貸与物品を、学校の学習活動及び学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- (3) 貸与物品を、児童生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。
- (4) 貸与物品に、許可なくソフト及びアプリをインストールしないこと。
- (5) 家庭学習に関係のないWebサイトの閲覧は行わないこと。
- (6) 貸与物品のセキュリティの維持に努めること。
- (7) 貸与物品の使用に係るピンコード等の情報を他者に漏らさないこと。
- (8) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (9) 貸与物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
- (10) 貸与物品を利用して、他者に対し被害又は悪影響を与えないこと。
- (11) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
- (12) モバイルルーターに貸与したタブレットパソコン以外の電子機器を接続しないこと。

3 借受者は、学校から貸与物品の利用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

（充電に係る経費等）

第10条 貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。

（破損又は紛失の届出）

第11条 借受者は、貸与物品を破損したとき、又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第2号）を学校に提出しなければならない。

2 借受者は、貸与物品を破損した場合、当該貸与物品の原状回復に係る実費を負担しなければならない。

3 借受者は、貸与物品の紛失した場合、当該貸与物品に相当する額を学校に負担しなければならない。

4 学校は、第1項の提出があった場合、速やかに委員会に報告する。

（損害賠償）

第12条 借受者は、貸与物品の目的外使用により、学校に損害を与えたとき、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 借受者は、貸与物品の目的外使用により、借受者に発生した損害等について、その責任を負う。

（決定の取消し）

第13条 学校長は、第6条の貸与期間中であっても次のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が、学校の児童生徒でなくなったとき。
- (2) 借受者が、第9条の規定に違反したとき。
- (3) その他、貸与物品の管理において特別な事情が生じたとき。

2 前項の場合において、学校は、学習用通信機器返却命令通知書（様式第3号）により、借受者に貸与物品の返却を命じるものとする。

（貸与物品の返却）

第14条 借受者は、第6条による貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 前条第1項の規定により、貸与決定を取り消された借受者は、速やかに貸与物品を返却しなければならない。

3 借受者は、第4条2項に定めるモバイルルーター貸与対象者の要件を満たさなくなった場合、当該モバイルルーターを返却しなければならない。

4 借受者は、貸与物品を返却する際に、学習用通信機器返却届（様式第4号）を学校に提出しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。